

火の用心、心で用心、目で用心

四月一日～七日

春季火災予防運動

最近十日町地域では、火災が多発しています。

十日町地域消防本部・署・消防団では、四月一日～七日まで春季火災予防運動を実施します。

重点目標

- 一、身体不自由者等を中心とした焼死防止対策の徹底
 - 二、家庭での防火対策の推進
 - 三、防火対象物の防火安全確保
 - 四、防火機器等の普及の推進
 - 五、異常乾燥時や強風時の火災発生防止対策の推進
- 期間中に、消防職員、消防団員が各事業所、危険物施設のほか火の元検査に伺います。
- 昨年一年間に、都市内で三十五件の火災が発生し、四千五百万円もの損害額を出しています。

献血車日程

4月13日(水) 十日町市役所
 4月19日(火) 関芳織物(株)
 時間はいずれも午前10時～午後3時
 明日といわず今献血を

火災・救急・などの通報はつぎの要領で

火災や救急など「119」への連絡は、あわてないで次の要領でおねがいします。

通報者 「119」をまわす。
 消防署 「ハイ消防署です。火事ですか救急ですか？」
 通報者 「火事です」
 消防署 「場所はどこですか？」
 通報者 「〇〇地区の山川一郎宅です」
 消防署 「近所に目標となるものがありますか？」
 通報者 「××小学校の東側です」
 消防署 「わかりました」

※ 火災以外の場合にも、大体これに準じて通報してください。救急の場合には「どうしましたか」とけがの内容や急病の容態もお聞きしますのでお答えください。

市政功勞者表彰

市では、市政の進展、文化の向上、福祉の増進などに功勞のあった人を表彰する。十日町市ほう賞規則に基づき、つぎの皆さんを市政功勞者として、三月三十一日市役所で表彰いたします。

- 表彰者
 - 自治功勞 風間又五郎(長里)、庭野重
 - 寄付功勞 関口潔(加賀系屋町)
- 土地改良功勞 柳儀一(吉田山谷)
- 福祉功勞 武田文雄(土市第一)
- 防災功勞 阿部徳栄(川原町)、伊藤正(稻荷町三北)、岩田熊一(新水)

- 政(赤倉)、青山忠作(諏訪町)
- 野村重一(山本町一)、高橋利男(高田町四)、目黒操(寿町四)、柳フチノ(六箇山谷)
- 小海サキ(名ヶ山)
- 教育・文化功勞 山内軍平(本町三)、佐野良吉(稻荷町三東)、根津孝二(学校町一)、藤田つね子(新保)
- 産業功勞 滝沢健治(西本町二)、上村徳蔵(高田町三南)、服部優(泉町)、田村ナツ(新座第二) 樋口健一(中条上町)、水落長平(渡野)

市民と語る日について

例年、四月から十一月まで「市民と語る日」を実施してきました。

今年、四月～二月は、統一地方選挙の期間中でもあり中止、今後については新市長の方針によって決定します。

持家住宅資金を貸付け

新潟県

県では、持家促進と木材関連産業の振興を図るため、住宅建設資金を貸し付けていますのでご利用ください。

貸付けの条件

次の条件のすべてに該当する人が貸付けを受けられます。

- 県内に自分が住むための住宅を建設(新築購入、増改築を含む)しようとする人
- 資金の貸付けを受けなければ住宅を建設できない人で、前年一年間の収入金額が所得金額が次の額以下の人

(イ) 給与所得のみの人 収入金額 七百万円

(ロ) その他の人 所得金額 五百二十五万円

- 住宅金融公庫の昭和五十八年度第一回個人住宅資金の融資を受けて住宅を建設する人(増改築については公庫利用を問いません)

貸付内容

貸付限度額：新築四百万円 増改築二百万円

● 利率及び償還期間

● 木造百三十五㎡以下……年四・五%、十五年以内

● 木造百三十五㎡を超えるものと非木造……年六・〇%、十年以内

受付期間 四月一日～四月三十日まで

申込み受付 市内の取扱金融機関窓口

詳細は市建設課建築住宅係 (六七三二一) 内線二五〇へ

スパイクタイヤを

夏タイヤに

スパイクタイヤは凍結道路の安全走行性などから広く普及していますが、それにもなって舗装道路の破損や、その摩耗粉じんによる公害問題などもクロースアップされています。

新潟県では、県の公用車にスパイクタイヤの使用禁止をするなど対策を進めています。スパイクタイヤの公害を無くすために、スパイクタイヤの装着の必要がなくなりしだい、直ちに夏タイヤに交換してください。

造林補助事業内容 10アール(1反歩当たり)

区分	項目	条件	対象面積	対象林齢	概算事業費	予定補助金	自己負担金
造林(新植)	普通造林	斜面(平坦地)	原則として30アール(3反歩)以上		79,000 81,000	52,000	27,000 29,000
	階段造林	斜面(20度以上)フルドーサー施行	30アール(3反歩)以上		99,000 101,000	81,000	18,000 20,000
育林	刈	不良木を全面伐採する。	原則として30アール(3反歩)以上	1年生	(肥料は含まず) 7,500	3,000	3,000
	除間伐	成立本数の10%以上伐採する。		10年生		4,500	4,500
	雪起し	成立本数の30%以上施業する。(繰起しが条件)		11年生		3,600	3,600
作業路開設		造林及び除間伐に必要な場合	作業する面積により延長に異なる。	6年生	施業率及び林齢により異なる。	5,400	施業率及び林齢により異なる。
				25年生		6,800	
摘要		事業費及び自己負担額については、下記事項により異なる。 ①施木の大きさ、密度 ②道路の条件 ③傾斜度			2,500 2,600	1,800 2,000	600 700

国の有利な補助制度を利用して、造林、保育を行い、水資源をかん養し、我家の森林を造成しましょう。

森林総合整備事業では、林業に積極的に取り組んでいる地域を国が林業振興地域として指定し、高率の補助金を交付し、林業地の育成を図る事業です。

指定地区 十日町市の全域

事業期間 昭和五十四年度～五十八年度(最終年度)

補助該当種目 (イ)造林(新植) 森林組合(八八三二五番)へ。

(ウ)下刈、(エ)除間伐、(オ)雪起し、(カ)作業路開設

申込期日 四月三十日までに、十日町森林組合(八八三二五番)へ

事業の内容 左表のとおりです。その他 (イ)苗場山麓開発予定地は補助対象外です。補助金は予算の範囲内ですから若干下廻ることもあります。

詳細は農林課耕地林務係(七三二二一番内線二六五)か

補助金を受けて 造林をしましょう

3月15日までの受付分希望者は市役所経済部商工課内消費者協会へ

Photo Shop * Photo Center

品名	規格	希望価格	品名	規格	希望価格
バイク 50cc 60cc	中古	相談	個人用自転車	中古	相談
乾燥機(洗濯用)	"	"	スキー(中学生用)	"	"
応接セット	"	"	プランコ	"	"
映写機・撮影機	"	"	"	"	"

妊産婦・乳児医療費の助成制度が変更

四月一日から廃止になります

が、経過措置として三月三十一日までには妊産婦をすませた人は次により助成されます。

届出期間 五十八年三月三十一日まで

個人負担分と助成分 外来一カ月四百円と入院一日に付三百円(二カ月限度)は個人負担、その月末までです。

四月一日以降に出生した乳児については、外来一カ月四百円と入院一日に付三百円(二カ月限度)の個人負担がかかりますが、それ以外は公費で助成されます。助成期間は、出生の日から満一歳になった日と同じ月の月末までです。

緑の羽根

緑の羽根は、国土緑化を推進する国民運動の一つとして街頭募金で、市民の緑化に対する理解と認識を高め、募金の成果で、家庭の緑化や学校林の造成、社会福祉施設や公園の樹木の手入れ、植樹や植林を行って

五十八年四月一日から、妊産婦医療費の助成は廃止され、乳児医療の助成は一部改正し継続されます。

※四月以降の妊産婦分は助成の対象になりません。

四月一日以降に出生した乳児については、外来一カ月四百円と入院一日に付三百円(二カ月限度)の個人負担がかかりますが、それ以外は公費で助成されます。助成期間は、出生の日から満一歳になった日と同じ月の月末までです。

緑の羽根 募金にご協力を四月一日～三十日

国土の保全につとめるものです。

十日町市でも、市役所、公民館本館及び地区公民館に募金箱を設置し、十日町中、南中、野中緑の少年団による街頭募金も行われます。緑の羽根募金にご協力ください。

排水設備工事の受付はじまる

市では五月一日に下水道の供用開始をするにあたり、処理区域の方々に一日も早く利用していただくため、各家庭や事業所から下水道につきま込む工事や水洗トイレに改造する工事(これを排水設備等工事といいます)の申請の受付を三月一日から開始しています。

この工事は、市が指定する工事店で行わなければならないことになっていきます。

なお、家庭の排水設備工事に市の融資制度を利用される方の申込みも受付けていますのでご利用ください。

処理センター一般公開

五月一日の供用開始に向けて急ピッチで下水処理センターの各種機械の点検、整備が進められています。


市では、処理開始に先がけて下水処理センターを多くの皆さんからご覧いただき、下水道についてのご理解をいただくため次のとおり、下水処理センター

日時 四月十八日(月)

午前9時～午前10時
午後2時～午後4時

集合場所 下水処理センター(下川原地内、七〇七〇四九番)

下水道



受益者負担金の納付を

下水道事業受益者負担金の57年度第4期の納期限は、3月31日です。まだお済みでない方は、早目に市役所か最寄りの金融機関にて納付ください。

家庭奉仕員の制度がかわります

家庭奉仕員は、身体上または精神上の障害からいつも介護が必要な老人、身体障害児・者のいる世帯に向いて、家事や介護のお手伝いをする人です。

十日町市には三人の家庭奉仕員があり、そのうちふたりは老人を、ひとりとは身体障害者を担



当しています。

この制度が四月一日から改正されます。主な改正点は次の三つです。

- (1)派遣回数・時間数の増
- (2)派遣回数：一週六日、一週間当たり延十八時間以内となります。
- (3)臨時の派遣希望への対応

今まで一週間二回を基準としてきましたが、これからは一日四時間、一週六日、一週間当たり延十八時間以内となります。臨時の派遣希望への対応は今までは長期間介護が必要なお世帯が中心でしたが、新たに臨時的な希望にもおこなえるようになります。

たとえば、病气やけが等によって一時的に介護が必要となった場合、また介護者が病気になる

ねたきり老人対象に「恵福園」入浴サービス開始

ねたきり老人の入浴は家庭ではたいへん困難です。津南町にある特別養護老人ホーム「恵福園」では施設の特設浴槽を利用して、次のように入浴サービスを行っています。

- (1)対象 おおむね六十五歳以上で、常時ねたきりの状態にあり家庭での入浴が困難な人
- (2)入浴日 毎月第二・四水曜日（施設のついで変更あり）

- (3)送迎 恵福園の入浴輸送車
- (4)つきそい 家族一名、家庭奉仕員または施設職員一名
- (5)入浴介助 施設職員
- (6)費用 県の定めにより、利用者が八百五十円、市が三千五百二十円負担します。

申し込み・問い合わせは市社会福祉事務所（☎七三一一）番内線二一六へ。

ったりした場合などにも派遣できることとなります。

(3)派遣対象の拡大

派遣は原則として生計中心者が所得税を課せられていない世帯に限られていましたが、その制限がなくなります。これは家庭での介護サービスを仕事にしている人が民間にもなかなかみつからない現状を考慮しての改正です。

家庭奉仕員派遣が一部有料になります。

第三の改正にもなつて、その世帯の負担能力に応じて派遣に要した費用をいただくこととなります。その金額等は次の通りです。

利用世帯の階層区分 (二時間当たり)	利用者負担額
生計中心者が前年所得税を課せられていない世帯	無料
生計中心者が前年所得税課税年額が三万円未満の世帯	二九〇円
生計中心者が前年所得税課税年額が三万円以上の世帯	五八〇円

家庭奉仕員についての問い合わせ、申し込みは、十日町市社会福祉事務所（☎七三一一）番内線二一六へ。

医療費の額をお知らせします

国民健康保険では、昨年十二月にお医者さんで受診された際の医療費をお知らせします。

この機会に、もう一度、健康と国民健康保険について考えてみてください。

国民健康保険は

加入者がふだんからお金を出し合い、病气やケガでお医者さんにかかったときの医療費にあてようという相互扶助を目的とした制度です。

国民健康保険は

保険料

更新します

更新します

国民健康保険の被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は、はだ色で、有効期間は五十八年四月一日から六十年三月三十一日までです。

新しい被保険者証は、三月十九日現在で作成されていますので、その後の転居、転出、国保の加入、脱退などの異動の届出をするときは、新しい被保険者証を持参の上、市民生活課の窓口で訂正を受けてください。

新しい被保険者証は、三月三十日頃までに嘱託員さんを通じ

皆さんのかかった医療費の七割を国保が負担しますが、その

財源は国庫負担と皆さんから納めていただく保険料でまかな

れています。保険料を納めてい

ただかないと、国保制度は崩れ

てしまいます。

保険料を納めることは被保険

者の義務でもあります。期日ま

でに納めるようにしましょう。

なぜ医療費が

ふえるのか

医療費は年々増え続けていま

す。それは、

一、生活水準が向上し、お医者

さんにかかる人が増えたこと。

二、医学が進歩し、高度の検査

や治療法が保険に採用されるよ

う。

二、深夜、休日、時間外受診は

さげましょう。

三、ハシゴ受診はやめましょう。

四、薬ねだりはやめましょう。

五、早期発見、早期治療を心が

うになったこと。

などがあげられます。

医療費は節約

できるか

病気になったり、ケガをした

場合お医者さんにかかるのは当

然のことですが、その場合でも

皆さんの心構えや考え方によっ

て大きく違ってきます。

次のことを心がけましょう。

一、健康づくりを心がけましょ

う。

二、深夜、休日、時間外受診は

さげましょう。

三、ハシゴ受診はやめましょ

う。

四、薬ねだりはやめましょ

う。

五、早期発見、早期治療を心

がけましょ

う。

二、診療を受けるときは必ず持

国民健康保険

て配布します。

現在使用中の被保険者証(うす水色)は、三月三十一日で無効になりますので、四月一日以降に嘱託員にお返しください。

●●の被保険者証で、その有効期限が五月一日以降のものについては、新しく作成してあります。

りますが、それ以前のものについては、申出により作成します。

ので、必要ときは、市民生活課の窓口に出していただく。

課の窓口に出していただく。

要です。

次のことに注意を

一、交付を受けたら氏名・生年月日などの記載事項を確認し、

注意事項も読んでください。



産業物産館



— 5月1日 — オープン

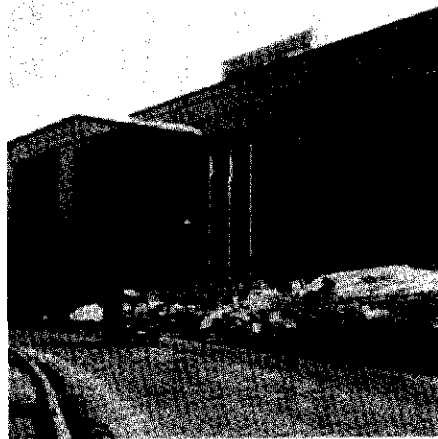
貸館使用料

施設名	面積(㎡)	時間区分					
		午前 (9時-12時)	午後 (13時-17時)	夜間 (18時-22時)	昼間 (9時-17時)	午後・夜間 (13時-22時)	全日 (9時-22時)
大ホール	528	25,000	28,000	30,000	45,000	48,000	55,000
第1楽屋	21	1,000	1,000	1,200	1,500	2,000	2,500
第2楽屋	34	1,500	1,500	1,700	2,500	3,000	3,500
第3楽屋	24	1,000	1,000	1,200	1,500	2,000	2,500
展示ホール	326	13,000	15,000	18,000	25,000	30,000	35,000
中ホール	175	8,000	10,000	12,000	15,000	20,000	25,000
第1会議室	75	3,500	4,000	4,500	5,000	7,000	7,500
第2会議室	62	2,700	3,000	3,500	4,000	5,000	5,500
集會室(和室)	70	3,500	4,000	4,500	5,000	7,000	8,000
研修室	136	2,700	3,000	3,500	4,000	5,000	5,500
グランドホール	261	13,000	15,000	18,000	25,000	30,000	35,000
2階ロビー	246	7,000	8,000	8,500	12,000	15,000	18,000
バザール広場	670	10,000	13,000	15,000	20,000	25,000	30,000
設備関係							
大ホール照明器具	一式	10,000	10,000	10,000	14,000	14,000	20,000
大ホール音響器具	一式	5,000	5,000	5,000	7,000	7,000	10,000
16ミリ発声映写機	1台	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	5,000
スライムプロジェクター	1台	1,000	1,000	1,000	1,500	1,500	2,000
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,000	1,000	1,000	1,500	1,500	2,000

その他特殊な設備で使用料が必要なものがあります。

※

- ① 営利や営業で使用する場合の使用料は10割増し。
- ② 入場料を徴収したり、会員券等を発行する場合は10割増し。ただし、500円以下の場合には5割増し。
- ③ 冷暖房使用料は2割増し。
- ④ 準備や現状に戻すために使う場合の使用料は半額。
- ⑤ 超過使用の場合は、超えた時間区分の時間割による使用料。
- ⑥ 振興センターの出資団体や地域内の産業関係団体が産業振興に使用する場合は、減免措置があります。



使用料が決まりました

施設をご利用ください

本町六丁目地内に建設していた産業物産館「クロス10十日町」(十日町地域地場産業振興センター)の、二カ年にわたる建設工事も順調に進み、いよいよ五月一日にオープンします。

絹織物をはじめとする地場産業の振興と文化教養の場としてさらに新しい観光の拠点として地域経済の活性化に役立つことが期待されています。

主な施設としては、二階に音響、照明完備の多目的大ホール、

百六十二畳敷の展示ホール。三階は、ホテルの宴会場タイプの中ホール、二つの会議室、水屋つきの和室、四階は研修のための各室があります。そのほか、喫茶コーナーや食事処、展示パネルなども備えられてあり、展示会、販売会、講演会、研修会、美術展、音楽会、あるいは各種集会、会議、宴会、パーティなど多様な催事にふさわしい施設になっています。

今、事務局では、オープンを前に「世界の絨毯」や「平山郁夫シルクロード展」などの特別展の準備を進めています。このほど、施設の使用規程が決まりましたのでお知らせします。

大いにご利用ください。

左表のとおりです
使用申込み先
地場産業振興センター、管理事務室(☎七二二三三番)に
申込書を提出してください。

利用の方法
大ホール、展示ホール、グランドホール、バザール広場は、
使用日の十カ月前、その他の施設は五カ月前から受付けています。

開館時間
午前九時～午後十時

休館日
年中無休(※ただし、年末年始の十二月二十九日～一月三日までは休館日となります)

利用方法

博物館資料

ありがとうございました

(57年12月～58年2月分)

- 田村 和男(川西町)
- 渡辺 栄松(千代田町)
- 大島ウメノ(由中町本通り)
- 関口 シン(本町六)
- 中里村史編さん室
- 新潟県史編さん室
- 湯沢 俊雄(学校町)
- 長谷川 一郎(下山)
- 池田 亨(六日町)
- 佐藤 スギ(田川町二)
- 国士館大学文学部
- 中林 喜美(若宮町)
- 大島キクエ(稲荷町三)
- 大島茂一郎(若宮町)
- BSN
- 蕪木 ハル(袋町中)
- 中林 ノブ(泉町)
- 柳 実(泉町)
- 大塚 キサ(六日町)
- 中林 祥二(西浦町東)
- 隠織物館(新座)
- 大久保 健(新座)
- 新大人文学部考古学研究室
- 池田はつ枝(稲荷町四)
- 桑原 孝(湯沢町)
- 池田 タマ(轟木)
- 高橋 栄作(小泉第二)

(敬称略)

あなたの生活はあなたの一票から……

来月は、統一地方選挙の月です。県議会議員、市長、市議会議員の三つの選挙が行われます。

いずれの選挙も、わたしたちの生活に直接つながる大切な選挙です。

明日の暮らしを良くするために、あなたの貴重な一票を行使しましょう。

県議会議員選挙

県議会議員選挙は、四月十日(日)です。この選挙に投票できる人は、三月二十七日現在で選挙人名簿に登録されたひとです。登録資格は、昭和五十七年十二月二十七日までに十日町市の住民基本台帳に登録され、引き続き十日町市に居住している人で、四月十日までに満二十歳(昭和三十八年四月十一日以前生まれ)になった人です。

投票所入場券は、四月一日頃、市政事務嘱託員さんを通じて配布する予定です。

県議選立会演説会

- ◎四月七日(木) 午後七時から
下条中学校体育館
- ◎四月八日(金)
十日町市民体育館



市長
市議会議員

選挙

市長・市議会議員選挙の投票日は、四月二十四日(日)です。この選挙に投票できるひとは、四月十二日現在で選挙人名簿に登録されたひとで、登録資格は、昭和五十八年一月十二日までに十日町市の住民基本台帳に登録され、引き続き十日町市に居住している人で、四月二十四日までに満二十歳になった人です。

投票所入場券は、四月十四日頃に配布する予定です。

統一地方選挙

市長選挙
市議会議員選挙
統一地方選挙

決 議

第十回統一地方選挙として、本県では県議会議員選挙が来る四月十日に、当市では市議会議員選挙及び市長選挙が四月二十四日に行われます。

選挙は、主権在民の基礎としての権利であり、その正しい行使による明るい選挙が民主政治の健全な発展を促進することは、いままでもありません。

しかしながら、実態においては安易に棄権するなど選挙に無関心者がいたり、また、依然として選挙違反が絶えないことは、誠に残念なことです。

政治・選挙の浄化、倫理化が強く求められているおりから、われわれは、このたびの選挙が有権者の投票総参加による明るくきれいな選挙となるよう強力な運動を推進いたす所存です。そして、その実現のためには、有権者一人一人の自覚と選挙運動関係者の良識ある行動に大きく期待するものであります。

政党、候補者及び選挙運動関係者は、選挙のルールを守って明るくきれいな選挙を実行するよう強く要望します。

昭和五十八年三月九日

十日町市明るい選挙推進協議会

十日町市明るい選挙推進協議会(上村誠作会長)では、去る三月九日明るい選挙推進について研修会を行い、四月に執行される統一地方選挙を明るく正しいものにするため、決議文を発表しました。

市長選立会演説会

- ◎四月二十日(水) 午後七時から
下条中学校体育館
- ◎四月二十一日(木) 午後七時から
水沢小学校体育館
- ◎四月二十二日(金) 午後七時から
十日町市民体育館

※「いろいろな投票制度」……裏面にあります。

十日町市選挙管理委員会
十日町市明るい選挙推進協議会

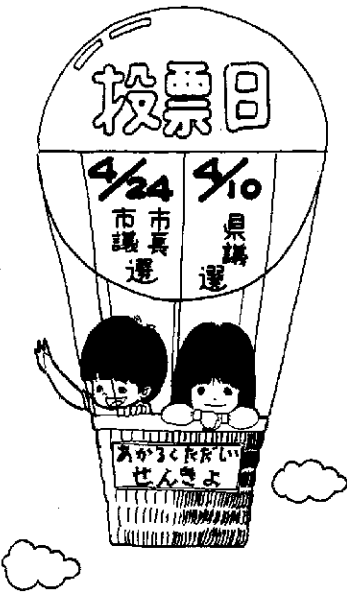
来月は、統一地方選挙です。

"いろいろな投票制度" ご利用 ください!!

不在者投票

代理投票

点字投票



投票日の当日に、旅行やその他のやむを得ない事情で自ら投票所に行けない人は、不在者投票ができます。

各選挙とも告示の日から投票日の前日までで、時間は、毎日午前八時三十分から午後五時までです。

不在者投票

投票は、投票日に有権者が投票所に行つて、直接自分で投票するのが原則です。しかし、やむを得ない特別の事情で投票日に自分で投票できないひとのために、「不在者投票」などのいろいろな投票制度があります。これらの制度を利用して、出来るだけ棄権をしないようにしましょう。(なお、郵便投票については、市報でおかまは三月十日の号をご覧ください。)

身体上の故障などのため、自分で投票用紙に、候補者の氏名を書くことができないひとのために、「代理投票」が認められています。

代理投票

代理投票をされる人は、選挙の当日に、投票所の係員に申し出てください。二人の投票補助者が決められ、一人がお聞きした候補者の名前を代筆し、他の一人が立ち会って確認し、代理投票が行われます。



なお、この投票を補助した二人は、その秘密は守らなければ

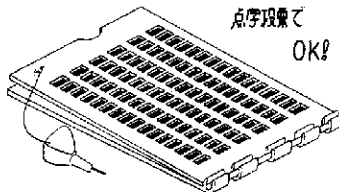
い、出稼ぎ先の本人に送ります。(2)本人は、その請求書に必要な事項を記入し、十日町市選管に送ります。(投票用紙の請求)(3)選管が、その請求書により「投票用紙」「不在者投票用封筒」「証明書」を本人に送ります。(4)本人は、「証明書」を開封

<投票の時間は……>

各投票所とも午前7時から投票が始まります。閉じる時間は、各投票所ごとに違いますので、入場券に記入してある時間をたしかめてください。



目の不自由な方も点字投票で



点字投票

目の不自由な方は点字によって投票することができます。投票日の当日遠慮なく係員に申し出てください。

市長杯 バスケット・リーグ試合結果

3月6日(日)	市民体育館 (男子)	川治体協 31-29 (1勝)	ルーズ (1敗)
		市役所A 42-18 (1勝)	マルス (1敗)
		十日町コスモス 2-0 (1勝)	津南町体協(棄権) (1敗)
		吉田バスケットクラブ 56-28 (1勝)	市役所B (1敗)
		下町クラブ 57-28 (1勝)	KBCもどき (1敗)
	(女子)	十日町高校 37-28 (1勝)	十日町クラブ (1敗)
3月13日(日)	(男子)	ルーズ 32-24 (1勝1敗)	パーソナルバスケットクラブ (1敗)
		川治体協 48-28 (2勝)	十日町実業高校 (1敗)
		中条バスケット同好会 49-27 (1勝)	十日町コスモス (1勝1敗)
		マルス 40-16 (1勝1敗)	津南体協 (1敗)
		古田バスケットボールクラブ 49-37 (2勝)	下町クラブ (1勝1敗)
		NRU(国労) 58-24 (1勝)	オリーブ (1敗)
	(女子)	十日町高校 42-18 (2勝)	津南体協 (1敗)
3月20日(日)	(男子)	中条中学校体育館 ルーズ 38-35 (2勝1敗)	十日町実業高校 (2敗)
		南隆 76-53 (1勝)	川治体協 (2勝1敗)
		市役所A 45-18 (2勝)	津南体協 (3敗)
		中条同好会 55-36 (2勝)	マルス (1勝2敗)
		NRN 2 (2勝)	市役所B (2敗)
		KBCもどき 22-16 (1勝1敗)	オリーブ (2敗)
	(女子)	十日町クラブ 2 (1勝1敗)	津南体協 (2敗)

体育・スポーツナ

広げよう...市民のなかにスポーツの輪を 高めよう...みんなの手で友愛の輪を
 市教育委員会体育課(☎7-3111番 内線275)
 市民体育館(☎7-5208番)

4月の主なスポーツ行事

期日	曜日	大会・行事	会場	主催・共催
%	日	十日町市農協球技大会 春季バスケットボールリーグ	市民体育館 十日町中学校	市農協 バスケット協会
%	日	郡市軟式卓球大会	市民体育館	市卓球協会
%	日	県軟式卓球大会 春季バスケットボールリーグ	市民体育館 東小学校	市卓球協会 バスケット協会
%	◎	三魚沼高校卓球大会 春季バスケットボールリーグ	市民体育館 川治小学校	市卓球協会 バスケット協会

体力づくり100日運動

達成認定証授与



「家族みんなで汗運動」を合言葉に、県教育委員会が実施した、体力づくり100日運動には市内から、百四十五家族、四百人の皆さんが参加しました。百日運動を達成された皆さんには、四月中旬、県教育委員会の認定証が授与されます。

いい汗流してスポーツを!



市体指会長 宮入健一さん

市民の健康、体指と共に！をキャッチフレーズに、私達市体育指導委員(二十五名)は活動をつづけています。

主な活動は、日頃あまりスポーツをしていない人達、婦人、壮年、初心者を対象に各種スポーツ教室、スポーツ大会、レクリエーション行事などを通して市民スポーツ推進のため取り組んでいます。

スポーツ教室は主に学校開放を利用して、市内九会場で毎週一回、地域の皆さんから要望のある種目を実施してきました。老若男女、スポーツでいい汗を流すことができました。

また、巡回スポーツ教室と名うって一会場十週だけ(七会場あり)、軽スポーツ、レクリエーション種目等を巡回車に用具を用意して出かけ、地域民が誰でも気軽に体を動かしながら、健康な体力づくりにと呼びかけ、スポーツの輪をより深く、広いものにしていきます。

また今年度は、市民全員の体育活動として四年に一回の市民体育大会が行われ、各チームとも大変な熱の入れようで、大成功でした。私達体育指導委員も、市民体育大会のレクリエーション種目を担当し、企画、計画、実施と進めながら、皆さんと共に活動できた喜びと、その節々で各チームからのアドバイスを受け大変勉強になりました。この一年間をふりかえって思うことは、スポーツ教室の場合会場によって差異がありますが参加者がもう一歩という感じがします。今後は、広報活動に工夫をこらし、私達の指導面にも反省を加えながら、各教室の参加者から意見を聞いて、いい汗の流せる教室に向けて研修をつんでゆきたいと考えています。

良い器に良い中味を



市体協理事長 庭野雅弘さん

十日町市の体育協会が、県下各都市の体協と比べてきわ立った特徴は、組織の上で、チャンピオンスポーツの振興を旨とする種目別の単位協会と、地域の体育普及と親睦、融和をはかる各地区体協の二本の柱で構成されていることです。

は他の都市には見られません。よそからとても注目されています。昨年度の活動を振り返ってみても、選手強化ははかられ、スキーの栢沢、本間両選手や空手、陸上など多くの種目で県下はもとより、全国に通ずる成果をあげていることは市民周知の所です。

克雪型の総合体育館も今年から着工され、来秋過ぎには、市民のスポーツの殿堂としてオープンすることになっており、また、ごく近い将来、公認の陸上競技場も造成され、市民体育大会の会場はもとより、全ての競技の基礎となる陸上競技やサッカー、ラグビーなどにも使用されることになっていきます。

市民の健康と明るい地域社会を作るうえで、このような仕組みが非常にうまく作動しているの

市民全般としても、四年に一度の市民体育大会を筆頭に市民皆スポーツを旗印にする十日町市の面目躍如たるものがあります。施設の面をみても、県下に誇れる笹山野球場の完成をみ、今夏にはプロ野球の招へいが予定されています。

良い器が着々と出来てきますが、その中身は私達市民です。有効に利用し、他に誇れる十日町市となりたいたいです。市体育協会としても競技スポーツはもとより、大衆スポーツの育成をはかるべく一層の努力をしてゆきたいと考えています。

こだま号

4月4日から

巡回開始 しまーす

おかげさまで、自動車文庫こだま号も、今年で10年目の春を迎えました。たくさんのご利用ありがとうございます。

今まで以上に、気軽に有効にご利用いただけるよう、新刊図書をたくさん積んで、各地区を巡回します。

どなたでも、お気軽にステーションにお立ち寄りください。

小さなお子さんも、大歓迎です。



巡回日	コース	ステーションと時間								
		午前		午後		夜間		夜間		
第1・3月	六箇城之古	六箇山谷 1:30~2:00 山谷公民館入口	田麦 2:20~2:50 田麦公民館前	田麦 3:00~3:30 六箇小学校前	城之古 3:50~4:20 城之古分館前					
第1・3火	飛渡夜間①	新水 12:30~1:10 飛一小学校前	山新田 1:30~2:00 飛二小学校前	三ツ山 3:00~3:30 稲原分館前			泉町 5:20~6:00 大勇仏具店倉庫前	春日町 6:10~6:50 春日公園	美雪町 7:00~7:40 美雪公園	
第1・3水	下条田川町	岩野 11:00~11:30 岩野クラブ	渡野 1:05~1:30 東下組小学校前	水口 1:50~2:20 下組分館前	原 2:40~3:10 小林良章宅前	上新田 3:20~3:50 上新田分館前	田川町 4:10~4:40 市営住宅前			
第1・3金	水沢	新宮 11:00~11:30 集会所跡	南ヶ丘団地 1:20~1:50 三恵堂前	太田島 2:10~2:40 小牧神社	水沢 2:50~3:20 丸山醤油前	馬場 3:30~4:00 馬場小学校前	大黒沢 4:15~4:45 団地広場			
第2・4月	十日町	上川町 11:00~11:30 第四銀行寮前		本町7の2 2:00~2:30 染色整理組合	田中町 2:40~3:10 撫亀工場脇	稲荷町3南 3:20~3:50 大掛商事前	住吉町 4:00~4:30 関口秀雄宅前			
第2・4火	川治夜間②	北新田 11:00~11:30 だいせい食堂前	谷内丑 1:20~1:50 集会所裏	川治上町 2:00~2:30 新川屋建設前	関根 2:40~3:10 関根分館前	池之平 3:30~4:00 八箇小学校前	稲荷町 5:20~6:00 東武運輸跡	西本町 6:10~6:50 西小学校人口	四日町新田 7:00~7:40 市営住宅入口	
第2・4水	中条高田町3南	本町6の3 11:00~11:30 大津実宅脇	四日町 1:30~2:00 二瓶砂利車庫前	新座 2:10~2:40 辰巳建設前	上原 2:50~3:10 大熊勇二宅前	中町 3:20~3:50 円通寺入口	高田町3南 4:10~4:40 保健所			
第2・4金	吉田		南鑑坂 12:50~1:30 鑑島小学校前	高島 1:40~2:10 涌井コンクリート前	鉢 2:30~3:00 ふるさと会館前	小泉 3:30~4:00 三浦屋商店前	稲葉 4:10~4:40 十二社前			

婦人電気教室開催

- 期間…4月~10月(7回) ● 受講料…1,000円
- 時間…午後1時半~4時 ● 締切り…4月10日
- 申込み…東北電力十日町営業所(☎2-3107番)
- 内容…電気の基本知識・視察・修理実習など

"あなたの20歳の記録に私の20歳を綴ってみませんか" ~20歳の記録原稿募集~

- テーマ……自由です ● 字数……2,000字以内
- 締切り……3月31日 ● あて先……公民館本館

詳細は2月25日付「市報とおかまち」を

犬の登録と注射についてのお知らせ

昭和58年度の犬の登録及び第1回狂犬病予防注射を裏面日程表のとおり実施いたしますので、都合のよい会場で受けられるようお知らせします。

※対象となる犬 生後3カ月以上の犬

- ※持参するもの (1)この申込書 (2)印鑑 (3)登録、注射料金 登録料 2,100円 注射料 1,250円 注射済証 360円 計 3,710円

犬の登録、注射申込書

Table with columns for Name, Address, Phone, Breed, Age, Color, Sex, Name, and Size.

No

きりとり線

自己開発と仲間づくりの場

～58年度十日町青年学級生募集～

開級式

4月7日(休)夜7時～ 十日町市公民館

…仲間をさそっておいでください…

(9つのコースがあります)

料理コース

心のこもった料理を あの人に――。

焼物コース

自作の焼物で飲む酒 (お茶)の味は最高!

ミニコミコース

ナウイフィーリングで 現代世相にせまろう。

文学コース

名作を片手に 語りあおう。

ビデオコース

あなたも名スタッフ! ダイナミックな臨場感への挑戦。

25歳までの青年ならどなたでもけっこうです。期間は4月～3月。学習は毎週木曜日、夜7時～9時、コース毎に行います。コース学習は、専任講師が指導します。他に全体学習、スポーツ、レクリエーションなどを行います。経費は年間2,000円と教材費の実費。

映画評論コース

映画の醍醐味を存分に満喫。

写真コース

レンズに あなたの感動を。

美術コース

あなたの美的センスをキャンパスに。

タウンコース

目と足で確かめる ふる里十日町再発見!

申し込み・問い合わせは十日町市公民館(☎7 5011番)

犬、猫のことは 魚沼保健センターへ 小出保健所内に魚沼動物保健管理センターが設置され、狂犬病の子防業務をはじめ、飼犬、飼猫の引取り、野犬の捕獲、放し飼いの取締りや苦情処理の業務を行っています。

飼犬・飼猫の引取り

引取りは、毎週木曜日午前9時～午前十一時まで十日町保健所で行いますが、事前に市役所市民生活課環境係で引取り申請書を受けとり、記入のうえ保健所に連れていってください。

指定の日時以外は引取りませんのでご注意ください。

青春の仲間づくりの場 川治青年講座へ

期間 58年4月～59年3月 受講料 無料 教材費は各自負担 申込み 川治地区公民館(2-2223番)へ電話でも可 開講日 4月12日(休)夜7時～ 場所 川治地区公民館 講座の内容

Table with columns for Course, Topic, Instructor, and Study Day.

教養講座を全体学習として行う。

※ 十日町の人になりました。は都合により今回は休ませていただきました。

おさそいあわせて

どうぞ!!

小学校新一年生の親のつとめ

三月二十九日(火) 夜七時～九時

「子どもと共に学ぶ」

会場：十日町市公民館

「いま、何をしつけるべきか」

― 幼児期のしつけが性格をきめる ―

三月三十日(水) 昼一時半～四時

幼児家庭教育のつとめ

俵谷正樹先生 (兵庫教育大学教授)

公民館利用団体の申込みは四月十日まで

市公民館では、市民の社会教育活動を盛んにするために、団体グループに会場を提供していただきます。

昭和五十八年度に公民館(十日町・中条・飛渡・川治)下条各公民館へお申し込みください。

春季小児マヒ生ワクチン投与

昭和五十八年春季小児マヒ生ワクチン投与をつぎの日程で実施します。

該当者 (1)一回目：昭和五十七年七月一日～同年十二月三十一日の間に生まれた児 (二回目は十月に実施予定)、(2)二回目：昭和五十七年一月一日～同年六月三十日の間に生まれた児、(3)その他：四歳未満の児で、まだ投与を受けていない児と、一回しか受けていない児。
投与方法 六週間以上の間隔で、二回投与、都合で間隔がはなれた場合でも必ず二回受けてください (四歳以上の児は、予防接種法により受けられません)

犬の登録、注射日程表

月(日)	地区	会場名	時間
4/11 (月)	川治	川治公民館	10:30~11:30
		吉田集会所	13:30~13:40
	吉田	就業改善センター	13:50~14:20
		真田小学校	14:30~14:40
4/12 (火)	中条	新水克雪センター	13:30~13:50
	十日町	赤倉小学校	14:30~14:40
4/13 (水)	十日町	十日町保健所	10:30~11:30
		大井田公民館	13:30~14:30
	中条	中条公民館	10:30~11:30
		下条公民館	13:30~14:20
4/14 (木)	十日町	十日町市民体育館	10:30~11:30
		羽根川荘	13:30~14:00
	川治	八箇小学校	14:30~15:00
		水沢公民館	10:30~11:30
水沢	馬場飼育所	13:30~14:10	
	野中	野中小学校	14:40~15:00

きりとり線

実施地区名	実施日	受付時間	会場
吉田地区	4月8日(金)	午後1時45分	保健センター
下条地区	4月12日(火)	午後2時15分	
水沢地区	4月14日(木)		
新座、大井田地区	4月12日(火)		
十日町地区	4月12日(火)		
中条地区	4月14日(木)		
川治地区	4月14日(木)		
六箇地区	4月14日(木)		

料金 無料
投与前の注意：子供の健康状態をよく知っていて、問診票の記入が出来る人が必ず連れてきてください。
。投与前は健康管理に十分注意。
。投与日の朝・昼体温測定を。
。かせ等で投与が不安な児は、に住民登録のない児が、投与を

主治医と相談をしてください。投与を受けられない児。発熱や下痢をしている児、著しい栄養障害者。一年以内にけいれん症状を起こした児。三種混合、二種混合の予防接種を受けた後、一週間を経過していない児。医師が不適と認めた児。必ずご持参ください。母子健康手帳。印かん。十日町市に住民登録のない児が、投与を

4月の休日救急医

- 3日 千手診療所(川西町中央町) ☎0257618の2034番
- 上村病院(中里村中) ☎02576312111番
- 10日 山口医院(下条中央通り) ☎5の20003番
- 津南病院(津南町大野) ☎0257615の3161番
- 17日 至誠堂医院(西浦町東) ☎2の3276番
- 24日 池田医院(本町西) ☎2の2581番
- 29日 大島医院(川原町) (天皇誕生日) ☎2の2957番

小児科が毎日診療に

一四月から*十日町病院で

泉立十日町病院では、四月一日から小児科が毎日診療を行います(日曜・祭日は休めです)

受付時間と診療時間は、他の科と同じです。

4月分乳幼児健康診査日程表

事業名	期日	受付時間	会場名	対象児	募集区域
3歳児検診	4月7日(木)	午後1時~2時	保健センター	54年10月生れの児	全
1歳6カ月児検診	4月15日(金)	午後1時~2時		56年10月生れの児	
4カ月児検診並びに育児学	4月13日(水)	午後1時~1時30分	保健センター	57年12月生れの児	城
10カ月児身体測定	4月18日(月)	午後1時~3時		57年6月生れの児(一歳児でも検診が可能です)	

お願い (1)歳6カ月児・3歳6カ月児の方は歯科検診がありますから歯をきれいにみがいて来て下さい。
*3歳6カ月児の方は、尿検査をします。

市保健事業パート募集—登録制—

十日町市では、乳幼児健康診査や循環器検診などの保健事業をパートでお手伝いいたいただく方を募集しています(登録制です)

資格 看護婦、保健婦、助産婦のいずれかの資格を有する人で五十歳未満の人。

募集(登録)人員 若干名

仕事の内容 四月~十一月に実施される乳幼児健康診査や循環器検診などのお手伝い(月に六回)

一七回) 受付期間 四月五日(火)まで 申込み(1)履歴書(市販のもの) (2)看護婦などの資格証明書の写を添えて総務課人事秘書係 ☎七三二二番内線三三三(へ

停電のお知らせ

▼三月三十一日(木)、正午~午後四時、北鑑坂第一、北鑑坂第二の全部。▼四月八日(金)、午前九時~午後一時、高島第一、高島第二の各一部。▼四月十八日(卯)正午~午後四時、小泉第二、小泉第三、稲葉の各一部、小泉第一、吉田山谷の全部。▼四月二十日(木)午前八時~午後一時、稲荷町三丁目本通りの一部。▼四月二十二日(金)、午前八時~午後一時、北新田第一、北新田第二の各一部、谷内第一、谷内第二の全部。